

～自動車環境管理制度～
計画書作成等の手引き



広島市

令和7年3月

目 次

1 制度の概要	2
2 手続きの流れ	4
3 計画書に関する事項	5
4 報告書に関する事項	9
5 計画書・報告書の公表	10
6 提出・問合せ先	11
7 自動車環境管理制度に係るQ&A	12
8 記載例	17
9 関係法令等	26

制度の概要

1 制度の目的

自動車の排出ガスには、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質のほか、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスである二酸化炭素が含まれています。

地球温暖化対策等を進めていくためには、この自動車からの大気汚染物質を削減するとともに、温室効果ガスの排出の抑制に努める必要があります。

この制度は、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例(以下「条例」という。)の規定に基づき、一定台数以上の自動車を使用する事業者に、自動車環境計画書(以下「計画書」という。)及び自動車環境報告書(以下「報告書」という。)の作成・提出・公表を行っていただきます。また、提出された計画書・報告書は、市が概要を公表いたします。

これらの施策によって、事業者の計画的かつ自主的な取組を促進し、自動車からの温室効果ガスの排出の抑制等を図り、持続可能な社会を形成します。

2 制度のポイント

- ・ 対象事業者*には、自動車の温室効果ガスの排出の抑制等のための自主的な計画を策定し、実績を報告していただきます。
- ・ 計画書・報告書の概要を事業者自ら公表していただくとともに、市ホームページでも公表します。
- ・ 対象事業者以外の事業者も、本制度に沿って取り組む計画書等の提出を行うことができます。

*「特定自動車使用事業者」といいます。

特定自動車使用事業者

市内の事業所において、50台以上の特定自動車を使用する事業者が対象となります。

- ・ 市内に使用の本拠の位置を有する自動車対象となります。
- ・ 自動車の使用については、所有権で判断するのではなく、実質的な使用権限によって判断します。
- ・ 自動車の台数については、基準日(計画書提出の前年度の末日)時点で算定します。

特定自動車

特定自動車は、「道路運送車両法」に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車です。

(「道路運送車両法」に規定する普通自動車には、バスやトラックなどの大型・中型自動車も含まれます。)

大型特殊自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車、二輪の軽自動車は対象となりません。

3 制度の内容

(1) 自動車の使用の抑制等

- ・事業者、市民及び滞在者は、移動するときは、できる限り公共交通機関を利用するなど、自動車の使用の抑制に努めましょう。
- ・使用する自動車は、温室効果ガスの排出等が少ないものを選び、適切な整備や運転に努めましょう。

(2) 特定自動車使用事業者の義務

- ・特定自動車使用事業者は、3年ごとに計画書を市に提出しなければなりません。計画書の提出期限は、計画期間の初年度の6月末日までです。
 - ・計画書の内容を変更したときは、速やかに変更後の計画書を市に提出しなければなりません。
 - ・計画書に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければなりません。
 - ・計画期間の各年度終了後、計画書に基づいて実施した措置状況等を記載した報告書を市に提出しなければなりません。報告書の提出期限は、6月末日までです。
 - ・計画書及び報告書を提出したときは、その概要を公表しなければなりません。
- ※「公表」とは特定自動車使用事業者以外の人が、ホームページでの閲覧や、申し出等をした時にいつでも計画書を見ることができる状況にあることをいいます。

(3) 市による公表

市は、計画書及び報告書の概要を、ホームページなどで公表します。

(4) 特定自動車使用事業者以外の任意提出

特定自動車使用事業者以外の事業者も、計画書を提出することができます。計画書を提出した場合は、特定自動車使用事業者と同様に、報告書の提出等が義務付けられます。

(5) 指導・助言・立入調査等

市は、条例に基づく措置の実施に関して、必要な指導・助言・立入調査等を行うことができます。

(6) 勧告・公表

市は、計画書及び報告書の提出義務違反、虚偽の記載等について勧告を行うことができ、勧告に従わない場合は、事業者名の公表を行うことができます。

手続きの流れ

事業者

市

計画期間
(3年間)

計画終了後

初年度(6月末まで)

提出

自動車環境計画書の作成

自動車環境計画書の公表

自動車環境計画書の公表

計画を変更した場合は、速やかに変更後の計画書を提出

2年度目(6月末まで)

提出

自動車環境報告書の作成

自動車環境報告書の公表

自動車環境報告書の公表

3年度目(6月末まで)

提出

自動車環境報告書の作成

自動車環境報告書の公表

自動車環境報告書の公表

4年度目(6月末まで)

提出

自動車環境報告書の作成

自動車環境報告書の公表

自動車環境報告書の公表

3年ごとに計画書を提出

計画書に関する事項

新規に提出する場合

1 区分

計画書(新規・変更)の項目区分について、新規に○をつけるか、変更を取消し線で消してください。

2 日付

計画書を提出する年月日を記入してください。

3 住所、氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

なお、企業の代表者(代表取締役等)以外の者が、条例に係る諸手続きの委任を受けた場合は、委任状を計画書に添付(様式は任意、1度提出した後はその写しでも可)し、計画書の「住所」欄には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、「氏名」欄には事業者名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入してください。

4 計画期間

計画期間を記入してください。3か年の計画期間となるように記入してください。なお、期間は4月1日～3月31日とし、年度で設定してください。

5 連絡先

連絡先には、後日、記載内容についての市からの問合せに対し、回答できる方の連絡先を記入してください。

6 基準日

計画を作成する前年度の末日(3月31日)を記入してください。

7 事業の概要

「日本標準産業分類の中分類」項目(本書35ページ参照)に掲げる業種名を記入してください。2つ以上の業種に該当する場合は、最も主となる業種1つを記入してください。

8 基準日における自動車の保有状況

(1) 事業所所在地

市内に所在地のある事業所について、事業所数を記入してください。

(2) 特定自動車の保有状況

市内の各事業所で保有している自動車について、ガソリン、軽油などの燃料種別と、自動車の区分別(車体の大きさ別)とで分類して台数を記入してください。なお、ここでの保有状況は、特定自動車の情報のみを記入してください。特定自動車に該当しない自動車の台数を加算する必要はありません。

ハイブリッド自動車の燃料種別については、主な燃料によりガソリン、軽油及びその他に分類してください。

自動車の区分については、中・大型自動車、普通自動車、小型自動車、軽自動車の区分で分類しています。「道路運送車両法」に規定する普通自動車について、ここでは更に分割した整理を行っています。普通自動車の中でも車両総重量が 5000kg 以上、または乗車定員 11 人以上の自動車に

については、中・大型自動車の分類としてください。

※参考

区分	大きさ	総排気量
中・大型自動車	・車両総重量 5000kg 以上 ・乗車定員 11 人以上	—
普通自動車	・軽自動車、小型、中・大型自動車以外の自動車	—
小型自動車	・長さ 4.7m 以下 ・幅 1.7m 以下 ・高さ 2.0m 以下	2.0 リットル以下
軽自動車	・長さ 3.4m 以下 ・幅 1.48m 以下 ・高さ 2.0m 以下	0.66 リットル以下

9 温室効果ガスの排出抑制等に関する推進体制

計画を達成するための推進体制(管理体制)について記入してください。組織図などによって図示する場合は、「別添 推進体制」を選択し、資料を添付してください。

また、該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

10 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

(1) 基本方針

計画書を作成するに当たって、低公害車の導入計画や自動車による環境負荷を低減するための目標及び目標を達成するために行う取組について、該当するものを選択し☐を付けてください。該当するものが、複数ある場合は複数選択して結構です。

また、該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

(2) 低公害車等の導入に関する計画(ディーゼル自動車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項を含む)

- ① 基準日時点の低公害車*、その他環境配慮車**の台数を記入してください。複数の事業所がある場合は、全ての事業所の合計台数を記入してください。

＊ 低公害車

CNG(天然ガス)自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車、次世代低公害車(水素自動車や燃料電池自動車など)をいう。

[低燃費かつ低排出ガス認定車]

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づく燃費基準達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車をいう。(「低燃費かつ低排出ガス認定車」等の要件及び確認方法について) (本書36ページ) 参照)

＊ ＊ その他環境配慮車

LPG(液化石油ガス)自動車やディーゼル自動車のうち低排出ガス認定車、DPF装置装着車、酸化触媒装置装着車など大気汚染等の観点から環境に配慮した「低公害車」に準ずる車をいう。

② 基準日(年月日を記載)時点の低公害車とその他環境配慮車の合計を「低公害車等の計」の欄に記入してください。

③ 低公害車、その他環境配慮車以外の台数も含めた基準日時点の全体の保有台数の計を、総台数の欄に記入してください。このとき、「2 基準日における自動車の保有状況」の合計欄と同数になっていることを確認してください。

④ 以下の計算式により、低公害車等の導入率を記入してください。

$$\text{低公害車等の導入率(\%)} = \frac{\text{低公害車等の計}}{\text{総台数}} \times 100$$

⑤ 今後3か年の低公害車等の保有台数についての目標を記入してください。純増の欄には、新たに低公害車等を導入しようとしている台数を記入してください。

⑥ 今後3か年の総台数についての目標を記入してください。

⑦ 今後3か年の低公害車等の導入率について、それぞれ④の計算式により算出された数値を記入してください。

(3) 自動車の使用抑制等(広島県条例では「自動車の使用合理化」)

自動車の使用を抑えるための目標や自動車の走行量を削減するための目標などについて、該当する項目に☐を付けてください。

また、該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

(4) 自動車の点検・整備

自動車の適正な点検・整備についての実施方法や体制整備などの目標について、該当する項目に☐を付けてください。

また、該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

(5) 自動車の燃料抑制のための運転

自動車の運転(エコドライブ)の目標などについて、該当する項目に☐を付けてください。

また、該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

(6) 運転に関する従業員教育

点検・整備、エコドライブなどの従業員に対する教育内容について、該当する項目に☐を付けてください。

また、該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

計画を変更する場合

既に提出している計画書の内容について変更がある場合は、速やかに変更後の計画書を提出してください。

1 区分

計画書(新規・変更)の項目区分について、変更には○を付けるか、新規を取消し線で消してください。また、変更後の計画書は、変更部分のみを記入するのではなく、全ての項目について記入してください。

2 添付書類

変更内容が分かるよう、概要書(変更箇所を示したもの。様式は問いません。)を変更計画書に添付して提出してください。

報告書に関する事項

計画書と同じ記載項目については、計画書の該当箇所を参考にして記入してください。

1 報告対象期間

計画期間の開始日から前年度末日までの期間を記入してください。

2 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等

(1) 報告対象期間末日における特定自動車の保有状況

前年度の末日(3月31日)時点での特定自動車の保有状況について、計画書に関する事項「8 基準日における自動車の保有状況」を参考にして記入してください。

(2) 低公害車等の導入に関する実績

基準日における台数は、計画書の内容を記入してください。報告対象年度には、計画期間の年度を記入してください。実績については、前年度末日(3月31日)時点での低公害車、その他環境配慮車の台数を記入してください。計画期間1年経過後の報告初年度は、初年度の実績を記入してください(2年度目、3年度目は空欄のままで構いません。)。計画期間2年経過後の報告2年度目は、初年度の実績と2年度目の実績を記入してください(3年度目は空欄のままで構いません。)。計画期間3年経過後の報告3年度目は、初年度から3年度目までの実績を記入してください。

(3) 自動車の使用抑制等の実施状況(広島県条例では「自動車の使用合理化」)

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。
また、該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

(4) 自動車の点検・整備の実施状況

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。
また、該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

(5) 自動車の燃料抑制のための運転の実施状況

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。
また、該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

(6) 運転に関する従業員教育の実施状況

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。
また、該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

計画書・報告書の公表

計画書(変更計画書を含む)・報告書を提出した後、インターネットの利用、事業所における備え置きや掲示などの適切な方法において、事業者自ら計画書・報告書の公表を行ってください。計画書の公表期間は、おおむね4年間とします。報告書についても、計画書の公表期間中、公表するものとします。

市においても、広島市のホームページで公表を行います。

公表する内容には、以下の内容を必ず含めてください。

【自動車環境計画書(変更計画書)】

- ・ 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ・ 事業の概要
- ・ 特定自動車の保有状況
- ・ 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制
- ・ 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

【自動車環境報告書】

- ・ 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ・ 事業の概要
- ・ 前年度までにおける自動車環境計画書に基づく措置の実施状況等

変更計画書の公表

変更計画書の公表は、次年度の計画書の公表時期に合わせて既存の計画書と置き換えて公表を行います。

提出・問合せ先

1 提出書類

自動車環境計画書（計画期間最初の年度に提出。3年ごとの計画。）

自動車環境報告書（計画書提出年度の翌年度から提出。3か年。）

※書類の大きさは、A4としてください。

2 提出方法

以下の方法により提出(※1)

電子メール(電子媒体)

又は

持参(紙媒体(※2)又は電子媒体)

※1 この方法により難しい場合は御相談ください。

※2 提出方法に関わらず、本市ホームページでの公表に使用するため、別紙1～3については電子データ(Excel ファイル)での提出もお願いします。

3 提出部数

1部

4 提出期限

毎年度6月末日まで(計画書・報告書とも)

5 提出先・お問合せ先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市環境局温暖化対策課

(広島市役所本庁舎4階)

受付時間 土・日・祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

メールアドレス : ondanka-t@city.hiroshima.lg.jp

電話番号 : 082-504-2185(直通)

自動車環境管理制度 Q & A

《問1》（広島県条例との関係）

Q 広島県の「広島県生活環境の保全等に関する条例」（以下「県条例」という。）においても、同様の計画書についての作成義務がありますが、県条例との関係はどうなるのでしょうか。

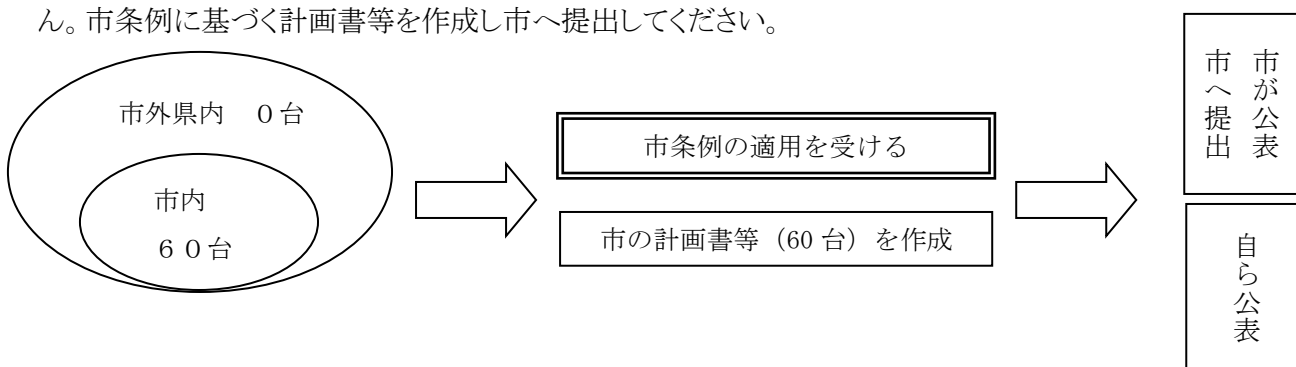
A 広島市内でのみ50台以上の特定自動車を使用している事業者は、市の条例（以下《問1》及び《問2》において「市条例」という。）の対象となりますので、市条例に基づく計画書・報告書を市に提出するとともに、自ら公表を行ってください。

また、県条例の適用を受ける事業者は、県条例に従い、適切に対応してください。

なお、広島市内と広島市外（県内）の両方に事業所がある場合は、市条例と県条例の両方が対象となる場合がありますので、次の（ケース3）により提出してください。

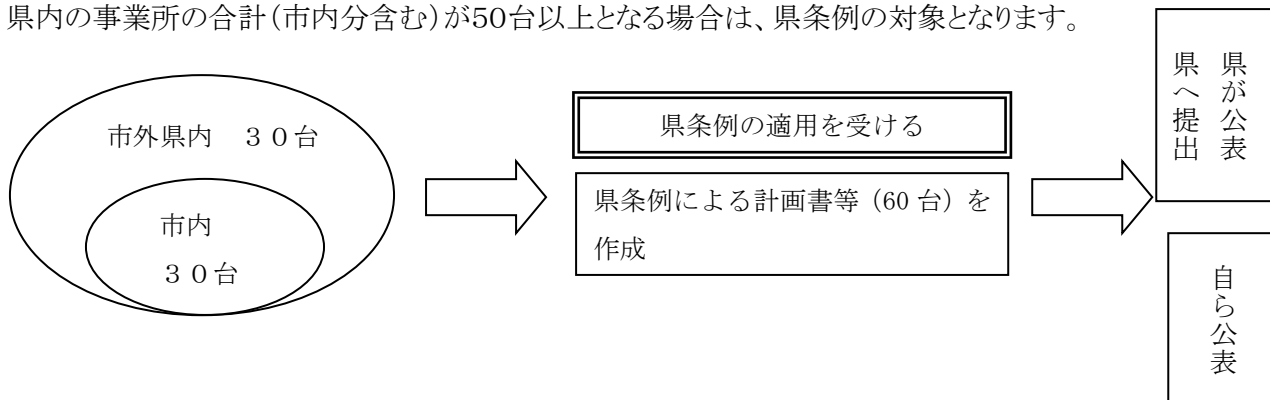
（ケース1）

広島市内のみで特定自動車を使用している場合は、県条例に基づく計画書を作成する必要はありません。市条例に基づく計画書等を作成し市へ提出してください。



（ケース2）

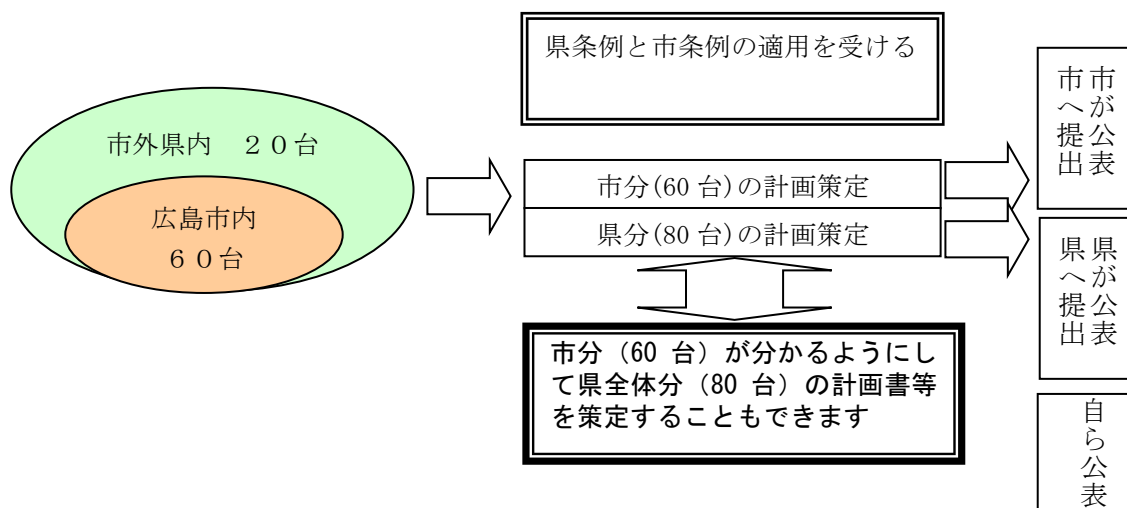
広島市内で使用している特定自動車の台数が50台未満の事業者は、市条例の対象となりませんが、県内の事業所の合計（市内分含む）が50台以上となる場合は、県条例の対象となります。



(ケース3)

広島市内で50台以上の特定自動車を使用し、かつ広島市外（県内）の事業所においても対象となる自動車を使用している場合は、市条例と県条例の適用を受けます。

市分・県分の計画書等をそれぞれ策定して、市と県に出すことが基本ですが、「広島市様式の別紙」又は「県様式の別紙」のどちらかに、広島市内分を含めた県内全体分の計画として、広島市内分が分かるように記載して計画を策定することもできます。



計画書の別紙1（策定例）

(2) 低公害車等の導入に関する計画（各年度とも年度末日における台数）

（ディーゼル自動車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項を含む）

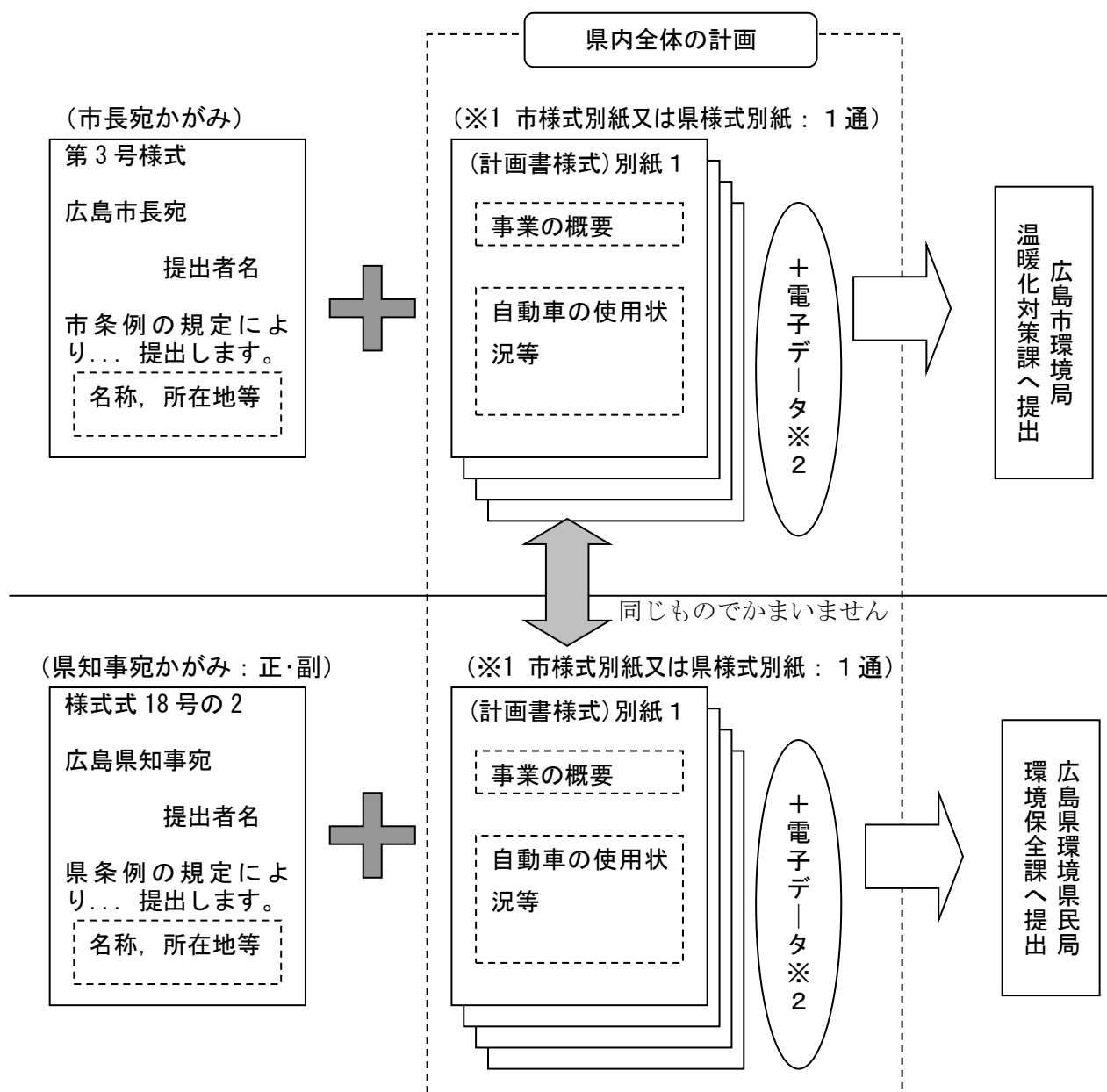
種 別		低公害車等の使用台数 （ ）内は内数で広島市分						
		基準日	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		(R3.3.31)	目標	純増	目標	純増	目標	純増
低公害車	CNG（天然ガス）自動車	(2) 3	(2) 3	(0) 0	(3) 5	(1) 2	(3) 6	(2) 4
	電気自動車	()	()	()	()	()	()	()
	ハイブリッド自動車	()	()	()	()	()	()	()
	メタノール自動車	()	()	()	()	()	()	()
	低燃費かつ低排出ガス認定車	(1) 2	(2) 3	(1) 1	(2) 3	(1) 1	(3) 4	(2) 2
	次世代低公害車（燃料電池自動車等）	()	()	()	()	()	()	()

上段に広島市の台数を
()書きで記載
【県内全体の内数】

下段に県全体（広島
市を含む）の台数を
記載【県内全体】

この場合、広島市分が分かるように、別紙の計画書には、「自動車の保有状況」には市町別に記入を、「低公害車等の導入に関する計画」には、上段に()書きで「広島市内分の自動車数(県内全体の内数)」を、下段に「県内全体分の自動車数」を記入してください。

市条例と県条例の両方の対象となる場合で、県内全体で1つの計画を策定した場合、書類の提出については、広島市へは「広島市長宛て」のかがみに、県へは「広島県知事宛て」のかがみに、別紙（「広島市様式の別紙」または「県様式の別紙」のどちらか）と電子データを添付して、広島市環境局温暖化対策課及び広島県環境県民局環境保全課へそれぞれ提出してください。



※1 市計画書様式別紙と県計画書様式別紙は、表現が異なる部分が若干ありますが、策定内容は同様であるので、どちらの様式を使われても構いません。

※2 広島市への提出については、電子メールによる提出の場合、別途電子データ（別紙1～3）を提出する必要はありません。ただし、広島県への提出については、持参又は窓口での提出によることとしており、電子メールによる提出はできません。

《問2》(軽自動車の扱い)

Q 市条例では、対象台数に軽自動車を含み、県条例では、対象台数に含まれていません。広島市内と広島市外(県内)の両方に事業所がある事業者は、どのように計画を策定すればよいのでしょうか。

A 《問1》(ケース3)のように、広島市内の事業所で50台以上あり、広島市外(県内)にも事業所がある場合には、市条例及び県条例の対象となります。

この場合、県内全体(広島市を含む)の計画を1つ策定し、広島市分も分かるようにして記入することもできますが、広島市分には軽自動車の記入が必須です。

【市条例と県条例の両方が適用される場合の計画書記入例】

計画書の別紙1

2 基準日における自動車の保有状況

事業所所在地 (市町名)	市町別 事業所数 (箇所数)	ガソリン				軽油			その他				計
		中・ 大型自動車	普通 自動車	小型 自動車	軽 自動車	中・ 大型自動車	普通 自動車	小型 自動車	中・ 大型自動車	普通 自動車	小型 自動車	軽 自動車	
広島市	3箇所	0	3	2	1	45	0	0	2	0	0		53
呉市	2箇所	0	3	0		15	0	0	1	0	0		19
海田町	2箇所	0	0	0	2	5	0	0	1	0	0		8
計	7箇所	0	6	2	3	65	0	0	4	0	0		80

広島市内の軽自動車台
数は必須

《問3》(計画書未提出の特定自動車使用事業者への対応)

Q 特定自動車使用事業者に該当しているのに計画書を提出しない場合、ペナルティーを科せられるのでしょうか。

A 対象事業者であって、その義務を果たしていない場合は、条例第47条の規定により、市長が提出の勧告をし、正当な理由なくこれに従わないときには、条例第48条の規定により、事業者名や勧告内容等を公表することとなります。

《問4》(計画書等の作成義務について)

Q 計画書の計画期間中に、市内の特定自動車の使用台数が50台未満になったのですが、翌年度から報告書の提出を行わなくてもよいですか。

A 3か年の計画期間の間は、50台未満になっても毎年報告書の提出義務は続きますので、報告書を提出してください。

《問5》(書類提出の義務者)

Q 会社の場合の書類提出の義務者は代表取締役でなければならないのでしょうか。

A 通常代表取締役ですが、条例で求められている計画書の策定等の遂行について、明確に権限を委任されている場合は、その役職者名で提出することができます。

《問6》(子会社等の扱い)

Q 子会社やグループ会社の関連会社は、それぞれ別々に計画書を作成すればよいのでしょうか。

A 事業者は法人単位で独立しているものと考えます。子会社やグループ会社においても、それぞれ別の法人となりますので、対象要件に該当すれば、それぞれ個々に計画書を作成してください。

《問7》(自動車の登録について)

Q 広島市内の事業所で自動車登録していますが、都合により広島市外(県内)の営業所で使用している場合、あるいは、広島市外(県内)の事業所で自動車登録している自動車を主に広島市内の営業所で使用している場合の取り扱いはどうなりますか。

A 自動車検査証車検証に記載してある使用の本拠の位置によって判断してください。なお、長期にわたって使用の本拠の位置が変更になる場合は、変更登録を行ってください。

《問8》(個人自動車の扱い)

Q 個人が所有している車を営業活動等に使用している場合の取り扱いはどうなりますか。

A 日常的に常時又は一時的に使用していても、個人が所有している車については、特定自動車として対象としません。車検証の使用者の欄が事業者名となっているかどうかで判断してください。

《問9》(荷主について)

Q 当社は商品を配達するサービスも行っていますが、配達業務については外部業者に委託しています。外部業者は50台以上の車を持っていますが、こうした場合も対象となりますか。

A 対象事業者となりません。荷主に対する計画書等の策定義務までは規定していません。この場合は、外部業者が対象の事業者となります。

《問10》(ディーラー、リース車両等の扱い)

Q 自動車ディーラー、リース会社やレンタカー会社が商品としている自動車については、特定自動車の算定対象となりますか。

A① 自動車ディーラーにおける販売を目的とした自動車は、事業の用に供している自動車ではないため、新車、中古車に関わらず対象にはなりません。

② レンタカー会社については、自動車賃貸業の用に供している自動車であるため、レンタカー会社において算定の対象となります。

③ リース車両についても、賃貸業の用に供している自動車であるため対象となります。

ただし、日常点検整備のメンテナンス等をリース元で実施している場合はリース会社で算定し、リース先で実施している場合はリース先で算定します。

該当項目に○をするか、該当しない項目を消してください。

記載例

自動車環境計画書 (新規・変更)

市へ提出する年月日 令和 年 月 日

(あて先) 広島市長

住所、氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記入してください。

住 所

〒730-0000
広島市中区国泰寺町〇-〇-〇

ふりがな
氏 名

〇〇うんそうかぶしがいしゃ
〇〇運送株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第16条第1項、第16条第3項又は第19条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の要件	別紙のとおり	
事業の概要	別紙のとおり	
特定自動車の保有状況	別紙のとおり	
計画期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日	
特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等	別紙のとおり	
連絡先	担当部署	〇〇運送株式会社 総務部管理課
	担当者氏名	広島 一郎
	住 所	広島市中区国泰寺町〇-〇-〇
	電話番号	082-504-0000
	ファックス番号	082-504-△△△△
電子メールアドレス	hiroshima0000△△@□□□. 000. 000co. jp	
※受付欄		※特記欄
この欄には、本市から特に指示がある場合以外は記入しないでください。		計画変更があった場合
		年 月 日 変更
		詳細は別紙

3年の計画期間となるように記入してください。

不明な場合に連絡しますので、計画書について確認できる方の連絡先を記入してください。

備考 1 ※印のある欄は、本市から特に指示がある場合以外は記載しないでください。
2 変更後の自動車環境計画書を提出する場合は、変更の概要を添付してください。

(令和 3 年度計画分 自動車環境計画書)

氏 名 (法人にあっては名称)	〇〇運送(株)会社	
住 所	広島市中区国泰寺町〇-〇-〇	3年間の計画期間となるように記入してください。
計 画 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日	
基 準 日	令和 3 年 3 月 31 日	計画を作成する前年度の末日を記入してください。

1 事業の概要

道路貨物運送業

日本標準産業分類の中分類などを参考に記入してください。

2 基準日における自動車の保有状況

事業所所在地 (市町名)	市町別 事業所数 (箇所数)	ガソリン				軽油			その他				計
		中・ 大型自動車	普通自動車	小型自動車	軽自動車	中・ 大型自動車	普通自動車	小型自動車	中・ 大型自動車	普通自動車	小型自動車	軽自動車	
広島市	3	0	3	2	1	30	0	0	2	0	0		38
呉市	2	0	3	0		15	0	0	1	0	0		19
() 書きは内数で広島市分		(0)	(3)	(2)	(1)	(30)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(38)
合 計			6	2	1	45			3				57

※ 県条例に基づき県へ提出する場合、軽自動車の記載は不要ですが、記載することもできます。
ただし、①広島市条例に基づき市に提出する場合、②広島市分と広島市外（県内）分の計画を併せて策定する場合は、広島市分の軽自動車の記載が必要です。

3 温室効果ガスの排出抑制等に関する推進体制

計画を達成するための推進体制（管理体制）について、該当する項目に☑を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☐	本社・本店における管理部門の管理責任者が、支店・営業所を含めて計画を推進。
☒	各支店、営業所の長が、それぞれの事業所の責任者として計画を推進。
☐	本社・本店の車両管理の統括部署を中心に計画を推進。
☐	別添 推進体制
☐	その他

4 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

(1) 基本方針

自動車環境計画書を作成するにあたっての数値目標や目標を達成するために行う取組について、

該当する項目に☑を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☒	低公害車を積極的に導入し、3年後に低公害車の導入率を今よりも上げる。	(目標導入率 75 %)
☐	エコドライブ運転の周知徹底を研修会等を通じて行い、CO ₂ 及び大気汚染物質の削減に努める。	
☐	車両の購入時には、積極的に低公害車を購入する。	
☐	定期的に車両定期点検を実施し、エンジン、タイヤ等の状態を確認し、環境に配慮した運行を実践する。	
☒	エコドライブ運転の徹底を図るため、社内にポスターを掲示し定期的の実施状況を確認する。	
☐	その他	

(2) 低公害車等の導入に関する計画 (各年度とも年度末日における台数)

(ディーゼル自動車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項を含む)

種 別			低公害車等の使用台数 () 内は内数で広島市分						
			基準日 (R3. 3. 31)	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
				目標	純増	目標	純増	目標	純増
低公害車	CNG（天然ガス）自動車		(2) 3	(2) 5	(0) 2	(3) 5	(1) 2	(3) 5	(1) 2
	電気自動車		()	()	()	()	()	()	
	ハイブリッド自動車		()	()	()	()	()	()	
	メタノール自動車		(1) 2	(2) 3	(1) 1	(2) 3	(1) 1	(3) 4	(2) 2
	低燃費かつ低排出ガス認定車		()	()	()	()	()	()	()
	次世代低公害車（燃料電池自動車等）		()	()	()	()	()	()	()
その他環境配慮車	ディーゼル自動車	低排出ガス認定車	(7) 9	(8) 11	(1) 2	(10) 15	(3) 6	(12) 18	(5) 9
		DPF装置等装着車	(4) 6	(5) 8	(1) 2	(5) 8	(1) 2	(6) 10	(2) 4
	LPG（液化石油ガス）自動車		()	()	()	()	()	()	()
低公害車等の計			(14) 20	(17) 27	(3) 7	(20) 31	(6) 11	(24) 38	(10) 18
総台数			(38) 57	(38) 58		(38) 58		(38) 58	
低公害車等の導入率			(36. 8%) 35. 1%	(44. 7%) 46. 6%		(52. 6%) 53. 4%		(63. 2%) 65. 5%	

※1 「低公害車」とは、地球温暖化防止、大気汚染防止の観点から国が定めた車である。

※2 「その他環境配慮車」とは、環境への配慮において「低公害車」に準ずるものである。

※3 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車のことである。

※4 純増欄には、基準日に対する増加台数を記入する。(計画値)

低公害車等の車両以外も含めた、事業者の全保有台数の見込みを記入してください。

(3) 自動車の使用抑制等 (広島県条例では「自動車の使用合理化」)

自動車の使用を抑えるための目標や自動車の走行量を削減するための目標などについて、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☒	配送ルートの見直しを行うことにより、走行量の削減や車両の小型化を図る。
☒	車両の大型化によって積載効率の向上を図り、車両台数を縮減させる。
☐	輸送効率の悪い路線の見直しを図る。
☐	余剰車両の減車に努める。
☐	近隣等への移動は、公共交通機関や自転車の利用促進を行い、車両走行量の削減を図る。
☐	自動車の共同利用を図り、効率的な自動車の活用を図る。
☐	共同配送による1車当りの積載率の向上を図る。
☐	その他 ()

(4) 自動車の点検・整備

自動車の適正な点検・整備についての実施方法や体制整備などの目標について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☐	車両点検・整備マニュアルを作成し、適正な整備を行う。
☐	定期的にタイヤの空気圧をチェックし、適正圧を維持する。
☐	定期的なエンジンオイルの交換、エアクリーナーの清掃等を実施する。
☒	車両整備マニュアルを定め、管理責任者から従業員に対して周知・徹底を行う。
☒	車両に乗る際には、適正なタイヤ空気圧であることを確認する。
☐	その他

(5) 自動車の燃料抑制のための運転の実施状況

自動車の運転（エコドライブ）の目標などについて、該当する項目に☑を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☒	全従業員に対して、エコドライブの徹底を周知する。 (発進時のふんわりアクセル、加減速の少ない運転、停車する時の早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、エアコンの使用は控えめに、道路交通情報の活用、不要な荷物は積まない、こまめなタイヤ空気圧のチェック等)
☐	エコドライブの実施状況について、運転者に記録を義務付ける。
☐	エコドライブの実行に関する管理責任者を設置する。
☒	急発進・急加速を行わないように注意し、交通状況に応じた定速走行を行う。
☐	交通状況に応じて定速走行を行う。
☐	その他

(6) 運転に関する従業員教育

点検・整備、エコドライブなどの従業員に対する教育内容について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入して

☐	適正な点検・整備に関する研修会を開催し、従業員に周知・徹底を行う。
☒	エコドライブに関する研修を実施し、従業員に周知・徹底を行う。
☐	所属長が、運転者のエコドライブをチェックする体制を設ける。
☐	アイドリングストップの義務付けについて、徹底を図る。
☒	燃費向上の走行を実施しているドライバーを優良ドライバーとして社内で表彰する。
☐	燃費向上の走行を実施している営業所等を社内で表彰する。
☐	定期的に各車両の燃料消費率を集計し、職場内で公表を行い従業員の意識高揚を図る。
☐	その他

(7) その他、独自に取り組む事項があれば記載してください。

--

自動車環境報告書

令和 年 月 日

市へ提出する年月日

(あて先) 広島市長

住所、氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記入してください。

住 所 〒730-0000 広島市中区国泰寺町〇-〇-〇

ふりがな 〇〇うんそうかぶしがいしゃ

氏 名 〇〇運送株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例第17条（第19条第2項の規定により準用する場合も含む。）の規定により、次のとおり提出します。

事業者の要件	別紙のとおり	
事業の概要	別紙のとおり	
特定自動車の保有状況	別紙のとおり	
計画期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日	
報告対象期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日	
特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況	別紙のとおり	報告年度の前年度の末日を記入してください。
連絡先	担当部署	〇〇運送株式会社 総務部管理課
	担当者氏名	広島 一郎
	住 所	広島市中区国泰寺町〇-〇-〇
	電話番号	082-504-0000
	ファックス番号	082-504-△△△△
	電子メールアドレス	hiroshima0000△△@□□□.000.000.co.jp
※受付欄		※特記欄
この欄には、本市から特に指示がある場合以外は記入しないでください。		年 月 日 変更 詳細は別紙 計画変更があった場合

備考 ※印のある欄は、本市から特に指示がある場合以外は記載しないでください。

(令和 3 年度計画分 自動車環境報告書)

1 事業の概要

2 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等

(1) 報告対象期間末日 (令和 3 年 3 月末日) における特定自動車の保有状況

※ 県条例に基づき県へ提出する場合、軽自動車の記載は不要ですが、記載することもできます。
ただし、①広島市条例に基づき市に提出する場合、②広島市分と広島市外（県内）分の計画を併せて策定する場合は、広島市分の軽自動車の記載が必要です。

(2) 低公害車等の導入に関する実績 (各年度とも年度末日における台数)

(ディーゼル自動車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項を含む)

種 別		低公害車等の使用台数 () 内は内数で広島市分									
		基準日 (R3. 3. 31)	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
			目標	実績	純増	目標	実績	純増	目標	実績	純増
低公害車	C N G (天然ガス) 自動車	(2) 3	(2) 5	(2) 3	(0) 0	0	0	()	0	0	()
	電気自動車	0	0	0	()	0	0	()	0	0	()
	ハイブリッド自動車	0	0	0	()	0	0	()	0	0	()
	メタノール自動車	(1) 2	0 3	0 3	() 1	0	0	()	0	0	()
	低燃費かつ低排出ガス認定車	0	0	0	()	0	0	()	0	0	()
	次世代低公害車 (燃料電池自動車等)	0	0	0	()	0	0	()	0	0	()
その他環境配慮車	ディーゼル自動車 低排出ガス認定車	(7) 9	(8) 11	(8) 11	(1) 2	計画作成時の目標を記入してください (2年度目及び3年度目も同様)。					
	ディーゼル自動車 D P F 装置等装着車	(4) 6	(5) 8	(5) 8	(1) 2						
	L P G (液化石油ガス) 自動車	0	0	0	()	0	0	()	0	0	()
	低公害車等の計		(14) 20	(17) 27	(17) 25	(3) 5	0	0	()	0	0
総台数		(38) 57	(39) 58			0			0		
低公害車等の導入率		(36.8%) 35.1%	(43.6%) 43.1%			低公害車等の車両以外も含めた、事業者の全保有台数の実績を記入してください。					

※1 「低公害車」とは、地球温暖化防止、大気汚染防止の観点から国が定めた車である。

※2 「その他環境配慮車」とは、環境への配慮において「低公害車」に準ずるものである。

※3 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車のことである。

※4 純増欄には、基準日に対する増加台数を記入する。(実績値)

(3) 自動車の使用抑制等の実施状況 (広島県条例では「自動車の使用合理化」)

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☒	配送ルートの見直しを行うことにより、走行量の削減や車両の小型化を図る。
☒	車両の大型化によって積載効率の向上を図り、車両台数を削減させる。
☐	輸送効率の悪い路線の見直しを図る。
☐	余剰車両の減車に努める。
☐	近隣等への移動は、公共交通機関や自転車の利用促進を行い、車両走行量の削減を図る。
☐	自動車の共同利用を図り、効率的な自動車の活用を図る。
☐	共同配送による1車当りの積載率の向上を図る。
☐	その他 ()

第4号様式 別紙3

(令和 3 年度計画分 自動車環境報告書)

(4) 自動車の点検・整備の実施状況

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☐	車両点検・整備マニュアルを作成し、適正な整備を行う。
☐	定期的にタイヤの空気圧をチェックし、適正圧を維持する。
☐	定期的なエンジンオイルの交換、エアクリナーの清掃等を実施する。
☒	車両整備マニュアルを定め、管理責任者から従業員に対して周知・徹底を行う。
☒	車両に乗る際には、適正なタイヤ空気圧であることを確認する。
☐	その他

(5) 自動車の燃料抑制のための運転の実施状況

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☒	全従業員に対して、エコドライブの徹底を周知する。 (発進時のふんわりアクセル、加減速の少ない運転、停車する時の早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、エアコンの使用は控えめに、道路交通情報の活用、不要な荷物は積まない、こまめなタイヤ空気圧のチェック等)
☐	エコドライブの実施状況について、運転者に記録を義務付ける。
☐	エコドライブの実行に関する管理責任者を設置する。
☒	急発進・急加速を行わないように注意し、交通状況に応じた定速走行を行う。
☐	交通状況に応じて定速走行を行う。
☐	その他

(6) 運転に関する従業員教育の実施状況

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☐	適正な点検・整備に関する研修会を開催し、従業員に周知・徹底を行う。
☒	エコドライブに関する研修を実施し、従業員に周知・徹底を行う。
☐	所属長が、運転者のエコドライブをチェックする体制を設ける。
☐	アイドリングストップの義務付けについて、徹底を図る。
☒	燃費向上の走行を実施しているドライバーを優良ドライバーとして社内で表彰する。
☐	燃費向上の走行を実施している営業所等を社内で表彰する。
☐	定期的に各車輛の燃料消費率を集計し、職場内で公表を行い従業員の意識高揚を図る。
☐	その他

(7) その他、独自に取り組んだ事項があれば記載してください。

--

関係法令等

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成 21 年 3 月 30 日 広島市条例第 31 号）

（目的）

第1条 この条例は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例(平成11年広島市条例第13号)の基本理念にのっとり、地球温暖化対策等の推進について、本市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化対策等 地球温暖化(人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の水温度が追加的に上昇する現象をいう。)の防止を図るための施策、ヒートアイランド現象の緩和を図るための施策その他環境への負荷の低減を図るための施策をいう。
- (2) 温室効果ガス 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素その他規則で定める物質をいう。
- (3) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化、人工排熱の抑制、地表面の水温度の上昇の抑制その他環境への負荷の低減をいう。
- (5) 再生可能エネルギー 太陽光、水力、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。

（本市の責務）

第3条 本市は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 本市は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 本市は、事業者、市民(本市の区域内に住所又は居所を有する者及び本市の区域内に存する事業所に勤務する者又は学校に在学する者をいう。以下同じ。)又は滞在者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。

（自動車の使用の抑制等）

第14条 事業者、市民及び滞在者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、移動するときは、できる限り、公共交通機関を利用すること等により、自動車(原動機付自転車を含む。次項及び次条第1項において同じ。)の使用の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者、市民及び滞在者は、その使用する自動車について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のため、適切な整備及び運転をするよう努めなければならない。

(自動車環境管理指針の策定等)

第15条 市長は、事業活動における自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関し、事業者が講ずべき措置その他の事項に関する指針(以下「自動車環境管理指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、自動車環境管理指針を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(自動車環境計画書の作成等)

第16条 本市の区域内に存する事業所において、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(これらのうち、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車を除く。以下「特定自動車」という。)を基準日において50台以上使用する事業者(以下「特定自動車使用事業者」という。)は、3年ごとに、自動車環境管理指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「自動車環境計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 特定自動車使用事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業の概要

(3) 特定自動車の保有状況

(4) 計画期間における特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の「基準日」とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度の末日をいう。

3 特定自動車使用事業者は、第1項又はこの項の規定により提出した自動車環境計画書の内容を変更したときは、速やかに、変更後の自動車環境計画書を市長に提出しなければならない。

4 特定自動車使用事業者は、自動車環境計画書(自動車環境計画書の内容を変更したときは、変更後の自動車環境計画書。次条及び第18条第1項において同じ。)に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければならない。

(自動車環境報告書の作成等)

第17条 特定自動車使用事業者は、計画期間の各年度終了後、前年度までにおける自動車環境計画書に基づく措置の実施状況等を記載した報告書(以下「自動車環境報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(自動車環境計画書等の概要の公表)

第18条 特定自動車使用事業者は、自動車環境計画書又は自動車環境報告書の提出をしたときは、その概要を公表しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、その概要を公表するものとする。

(特定自動車使用事業者以外の事業者の特例)

第19条 特定自動車使用事業者以外の事業者であって本市の区域内に存する事業所において特定自動車を使用するものは、自動車環境管理指針に基づき、自動車環境計画書を作成し、市長に提出することができる。

2 前3条(第16条第1項及び第2項を除く。)の規定は、前項の規定により自動車環境計画書を提出した者について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第19条第1項」と読み替えるものとする。

(指導及び助言)

第44条 市長は、特定事業者、第13条第1項の規定により事業活動環境計画書を提出した事業者、特定自動車使用事業者、第19条第1項の規定により自動車環境計画書を提出した事業者、特定建築主、第25条 第1項の規定により建築物環境計画書を提出した者、特定緑化建築主、特定エネルギー事業者その他の関係人に対し、この条例に基づく措置の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(報告又は資料の提出)

第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、前条に規定する者に対し、この条例に基づく措置の実施状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第46条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、本市の職員に、第44条に規定する者の同意を得て、当該者に係る事業所、建築物若しくはその工事現場その他の場所に立ち入り、施設、設備、建築物、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(勧告)

第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第9条第1項、同条第5項若しくは第10条(これらの規定を第13条第2項において準用する場合を含む。)、第16条第1項、同条第3項若しくは第17条(これらの規定を第19条第2項において準用する場合を含む。)、第22条第1項、第29条第1項、第35条第1項若しくは第2項又は第36条の規定による提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした者
- (2) 第13条第1項の事業活動環境計画書、第19条第1項の自動車環境計画書又は第25条第1項の建築物環境計画書に虚偽の記載をして提出をした者
- (3) 第11条第1項(第13条第2項において準用する場合を含む。)、第18条第1項(第19条第2項において準用する場合を含む。)又は第37条第1項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者
- (4) 第22条第1項又は第25条第1項の規定により提出した建築物環境計画書の内容(第22条第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。))の規定による届出の内容を含む。)と異なる工事をしていると認められる者
- (5) 第22条第2項若しくは第23条(これらの規定を第25条第2項において準用する場合を含む。)、第29条第2項又は第30条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第29条第1項の規定により提出した緑化計画書の内容(同条第2項の規定による届出の内容を含む。次号において同じ。)又は第30条の規定による工事の完了に係る届出の内容が第28条第1項の規定に違反している者
- (7) 第29条第1項の規定により提出した緑化計画書の内容と異なる工事をしていると認められる者
- (8) 第45条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(公表等)

第48条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨並びに当該勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその理由を通知し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成 21 年 3 月 31 日 広島市規則第 53 号）

（自動車環境計画書の提出等）

第8条 条例第16条第1項又は第19条第1項の規定による自動車環境計画書の提出は、計画期間の最初の年度の6月30日までにしなければならない。

2 条例第16条第1項第5号の規則で定める事項は、同項の特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制その他市長が定める事項とする。

3 条例第16条第3項(条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による変更後の自動車環境計画書の提出は、条例第15条第1項の自動車環境管理指針(第10条において「自動車環境管理指針」という。)に基づき、行わなければならない。

（自動車環境報告書の提出）

第9条 条例第17条(条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による自動車環境報告書の提出は、計画期間の各年度の翌年度の6月30日までにしなければならない。

（自動車環境計画書等の概要の公表）

第10条 条例第18条(条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、自動車環境管理指針に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法により、行うものとする。

広島県生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年 10 月 7 日 条例第 35 号）

（自動車使用合理化計画書の作成等）

第74条 県内の事業所において規則で定める台数以上の自動車(道路運送車両法第3条に規定する普通自動車及び小型自動車(二輪の小型自動車を除く。))をいう。以下この条及び第74条の2において同じ。)を規則で定める時において使用する事業者(以下この条及び第74条の4において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、自動車の使用合理化、低公害車等の導入その他の自動車の使用に伴う環境への負荷低減のための事項を定めた計画書(以下「自動車使用合理化計画書」という。)を知事が定める指針(以下「自動車使用合理化指針」という。)に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 特定事業者は、自動車使用合理化計画書を作成したときは、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。

3 特定事業者は、自動車使用合理化計画書に基づき環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 知事は、自動車使用合理化指針を策定し、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

（自動車使用合理化実施状況報告書の作成等）

第74条の2 前条第1項の規定により自動車使用合理化計画書を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、当該自動車使用合理化計画書に定めた事項のうち自動車の使用合理化、低公害車等の導入の状況その他規則で定める事項を記載した報告書(以下「自動車使用合理化実施状況報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、自動車使用合理化実施状況報告書について準用する。

（自動車使用合理化計画書等の公表）

第74条の3 知事は、第74条第1項の自動車使用合理化計画書又は前条第1項の自動車使用合理化実施状況報告書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該自動車使用合理化計画書又は当該自動車使用合理化実施状況報告書の概要を公表するものとする。

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 10 月 7 日 広島県規則第 69 号）

（自動車使用台数）

第54条 条例第74条第1項の規則で定める台数は、50台とする。

2 条例第74条第1項の規則で定める時は、同項の規定により自動車使用合理化計画書を提出する日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。次条及び第57条において同じ。)の前年度の末日とする。

（自動車使用合理化計画書）

第55条 条例第74条第1項の規定による自動車使用合理化計画書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

一 次に掲げる事項について記載するものであること。

イ 事業の概要

ロ 自動車の使用台数

ハ 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項

ニ ディーゼル車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項

ホ 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項

ヘ 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項

ト 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項

二 自動車使用合理化計画書の対象期間(以下この条及び第 57 条第 1 項において「計画期間」という。)は、自動車使用合理化計画書を提出する日の属する年度を初年度とする3箇年度の年次計画として定めること。

2 計画期間が満了したとき、又は自動車使用合理化計画書の内容を大幅に変更する必要があるときは、自動車使用合理化計画書の改定を行うものとする。

3 自動車使用合理化計画書は、計画期間の初年度の6月30日までの間に、別記様式第18号の2によって提出するものとする。

4 第2項の規定による改定が行われたときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「計画期間の初年度の6月30日まで」とあるのは、「計画期間が満了したことによる改定の場合にあっては計画期間の最終年度の翌年度の6月30日までに、自動車使用合理化計画書の内容を大幅に変更する必要があることによる改定の場合にあっては速やかに」とする。

（公表の方法）

第56条 条例第74条第 2 項(条例第 74 条の 2 第 2 項の規定において準用する場合を含む。)の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法とする。

（自動車使用合理化実施状況報告書）

第57条 条例第74条の2第 1 項の規定による自動車使用合理化実施状況報告書は、計画期間の各年度の前年度の実績について、当該年度の翌年度の6月30日までに、別記様式第18号の3によって提出するものとする。

2 条例第74条の2第1項の規則で定める事項は、第55条第1項第1号ニからトまでに規定する事項の措置の実施状況とする。

（自動車使用合理化計画書等の公表）

第57条の2 条例第74条の3の規定による自動車使用合理化計画書又は自動車使用合理化実施状況報告書の概

要の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

道路運送車両法（昭和 26 年 6 月 1 日 法律第 185 号）

（自動車の種別）

第3条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

道路運送車両法施行規則（昭和 26 年 8 月 16 日 運輸省令第 74 号）

（自動車の種別）

第2条 法第3条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第1に定めるところによる。

別表第1

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車(軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。))にあつては、その総排気量が 2.00 リットル以下のものに限る。)	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が 0.660 リットル以下のものに限る。)	3.40m 以下	1.48m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が 0.250 リットル以下のものに限る。)	2.50m 以下	1.30m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車	一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車			
	二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
小型特殊自動車	一 前項第一号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度 15 キロメートル毎時以下のもの	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下
	二 前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度 35 キロメートル毎時未満のもの			

自動車環境管理指針

広島市告示第111号

平成21年3月31日

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年広島市条例第31号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、自動車環境管理指針を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

広島市長 秋葉 忠利

1 自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関して事業者が講ずべき措置

事業者は、次の措置の中から、個々の事業活動の規模、種類等の事情、事業活動を行う地域の環境の状況及び技術的可能性を踏まえて、適切に選択した措置を講ずることにより、事業活動における自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るものとする。

(1) 低公害車等の積極的導入

ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電気自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車、最新排出ガス規制適合車等の低公害車等の導入を積極的に推進すること。

(2) 自動車使用の抑制

ア 公共交通機関等の利用の促進

従業員の業務その他の事業活動に関する移動において、環境への負荷の小さい交通手段である公共交通機関（電車、バス等）や自転車などの利用推進を図ること。

イ 車両の有効利用の促進

(7) 共同輸配送、積合せ輸送等による積載率の向上

複数の事業者による共同の輸配送及び共同運行の実施、積み荷情報の共有化並びに輸送需要を的確に把握することによる積合せ輸送の推進を図ること。

(4) ジャスト・イン・タイムサービス等の改善

荷主等と調整し、取引単位の大規模化等により、貨物の輸送頻度又は納品回数の削減を実施すること。特に、計画性及び必然性のない多頻度少量輸送やジャスト・イン・タイム（曜日及び時間指定）の貨物の輸送の見直し及び改善を行うこと。

(5) 輸送ルート効率化

事業所と輸送中の自動車間及び輸送中の自動車相互間の情報交換により、自動車の効率的な走行ルートを選択すること。

(3) 自動車の点検・整備について

自動車の性能の維持、燃料の使用の抑制等のため、次の事項について、マニュアルの作成や従業員の教育等を通じて実施の徹底を図ること。

ア エアクリーナーの清掃及び交換

イ エンジンオイルの適正な選択及び定期的な交換

ウ タイヤ空気圧の適正化

(4) 燃料抑制のための運転

自動車の運転に際して、燃料の使用の抑制等のため、次の事項について、マニュアルの作成や従業員の教育等を通じて実施の徹底を図ること。

- ア アイドリングストップ
- イ 無用な空ぶかしの排除
- ウ 急発進及び急加速の排除
- エ 交通の状況に応じた安全な定速走行の励行
- オ 一段上のギアへの早めのシフトアップ
- カ 予知運転による停止及び発進回数の抑制
- キ 減速時におけるエンジnbrakeの活用
- ク 過度のエアコンの使用抑制

(5) 自動車を使用する事業者に対する協力

事業者は、荷主又は着荷主として、自動車を使用する事業者が行う温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施に協力すること。

- ア 貨物の輸配送を委託する場合における、荷さばき場の整備等による事業者への協力
- イ 発注を行う場合における、発注の計画化、平準化等による事業者への協力

2 自動車環境計画書の提出等

(1) 変更後の自動車環境計画書の提出

条例第16条第3項（条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の自動車環境計画書の提出の際には、所定の様式に変更事項についての概要に関する書類を添えて提出しなければならない。

(2) 自動車環境計画書等の概要の公表

条例第18条第1項（条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項を含む内容について、インターネットの利用又は事業所における備え置きや掲示等の適切な方法により行うものとする。

ア 自動車環境計画書

- (ア) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 事業の概要
- (ウ) 特定自動車の保有状況
- (エ) 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制
- (オ) 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

イ 自動車環境報告書

- (ア) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 事業の概要
- (ウ) 前年度までにおける自動車環境計画書に基づく措置の実施状況等

日本標準産業分類 中分類

1	農業	50	各種商品卸売業
2	林業	51	繊維・衣服等卸売業
3	漁業(水産養殖業を除く)	52	飲食料品卸売業
4	水産養殖業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
5	鉱業、採石業、砂利採取業	54	機械器具卸売業
6	総合工事業	55	その他の卸売業
7	職別工事業(設備工事業を除く)	56	各種商品小売業
8	設備工事業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
9	食料品製造業	58	飲食料品小売業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	59	機械器具小売業
11	繊維工業	60	その他の小売業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	61	無店舗小売業
13	家具・装備品製造業	62	銀行業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	63	協同組織金融業
15	印刷・同関連業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
16	化学工業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
17	石油製品・石炭製品製造業	66	補助的金融業等
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
19	ゴム製品製造業	68	不動産取引業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	69	不動産賃貸業・管理業
21	窯業・土石製品製造業	70	物品賃貸業
22	鉄鋼業	71	学術・開発研究機関
23	非鉄金属製造業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
24	金属製品製造業	73	広告業
25	はん用機械器具製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
30	情報通信機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
31	輸送用機械器具製造業	80	娯楽業
32	その他の製造業	81	学校教育
33	電気業	82	その他の教育、学習支援業
34	ガス業	83	医療業
35	熱供給業	84	保健衛生
36	水道業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
37	通信業	86	郵便局
38	放送業	87	協同組合(他に分類されないもの)
39	情報サービス業	88	廃棄物処理業
40	インターネット附随サービス業	89	自動車整備業
41	映像・音声・文字情報制作業	90	機械等修理業(別掲を除く)
42	鉄道業	91	職業紹介・労働者派遣業
43	道路旅客運送業	92	その他の事業サービス業
44	道路貨物運送業	93	政治・経済・文化団体
45	水運業	94	宗教
46	航空運輸業	95	その他のサービス業
47	倉庫業	96	外国公務
48	運輸に附帯するサービス業	97	国家公務
49	郵便業(信書便事業を含む)	98	地方公務
		99	分類不能の産業

「低燃費かつ低排出ガス認定車」等の要件及び確認方法について

1 要件

(1) 低燃費かつ低排出ガス認定車

低燃費かつ低排出ガス認定車は、下表の燃費基準のいずれかを満たし、かつ、排出ガス基準のいずれかを満たす車両です。

(2) ディーゼル車のうち低排出ガス認定車

ディーゼル車のうち低排出ガス認定車は、下表の排出ガス基準の区分における網掛け部分①、②のいずれかに該当する車両です。

区分	要 件	
燃費基準	① 平成 22 年度燃費基準達成車（+25%, +38%, +50%） ② 平成 27 年度燃費基準達成車（「平成 27 年度燃費基準〇%向上達成車」を含む。） ③ 平成 32 年度（令和 2 年度）燃費基準達成車 （「平成 32 年度（令和 2 年度）燃費基準〇%向上達成車」を含む。） ④ 令和 4 年度燃費基準達成車（「令和 4 年度燃費基準〇%達成車」「同〇%向上達成車」を含む。） ⑤ 令和 7 年度燃費基準達成車（「令和 7 年度燃費基準〇%達成車」含む。） ⑥ 令和 12 年度燃費基準達成車（「令和 12 年度燃費基準〇%達成車」を含む。）	
排出ガス基準	ガソリン車	① 平成 17 年排出ガス基準（50%, 75%低減レベル） ② 平成 30 年排出ガス基準（25%, 50%, 75%低減レベル）
	ディーゼル車	① 平成 17 年排出ガス基準（50%, 75%低減レベル） ② 平成 21 年排出ガス基準（10%低減レベル）

2 確認方法

(1) 燃費基準

燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」で確認が可能です。

(2) 排出ガス基準

排出ガス基準への適合状況は、自動車検査証の「型式欄」に記載のある記号の 1 桁目で確認が可能です。

対 象 車	型式欄の記号（1 桁目）	排出ガス基準
ガソリン車	C□□、G□□、M□□	平成 17 年排出ガス基準 50%低減レベル
	D□□、H□□、R□□	平成 17 年排出ガス基準 75%低減レベル
	4□□	平成 30 年排出ガス基準 25%低減レベル
	5□□	平成 30 年排出ガス基準 50%低減レベル
	6□□	平成 30 年排出ガス基準 75%低減レベル
ディーゼル車	G□□、M□□	平成 17 年排出ガス基準 50%低減レベル
	H□□、R□□	平成 17 年排出ガス基準 75%低減レベル
	Q□□、T□□	平成 21 年排出ガス基準 10%低減レベル